

島根原発運転差止訴訟の現状と今後の反原発闘争

島根原発 2 号機運転差止訴訟原告団事務局

鳥取県退職教職員協議会西部地区幹事

後藤 譲

1. はじめに

島根原発 1・2 号機運転差止め訴訟は 1999 年 4 月 8 日の松江地裁への提訴から 26 年が経過している。一審は 2010 年原告敗訴。現在広島高裁松江支部の控訴審に移っている。3 号機に対しても運転差止訴訟を 2013 年 4 月 24 日起こし、現在松江地裁で審理中である。この間、再稼働が迫る 2 号機に対して、2023 年 3 月 10 日運転差止仮処分の申立を広島高裁松江支部に対して行った。日退教をはじめ脱原発を目指す多くの団体・個人からの支援を頂きながら裁判闘争を行った。しかし、2024 年 5 月 15 日広島高裁は申請却下の決定を出した。中国電力（以下中電）はこの決定を待っていたかのように 2024 年 12 月 7 日再稼働。この裁判闘争の現状と、今後の反原発闘争について報告したい。

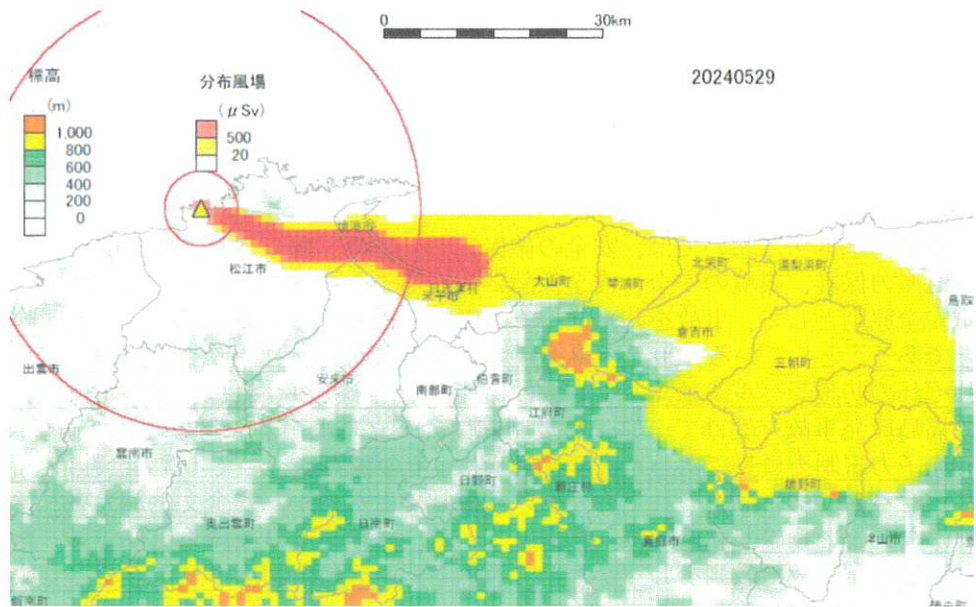
2. 島根原発の現状

(1) 島根原発の位置と事故被害想定

島根原発は全国で唯一、県庁所在地(松江市)に立地しており、島根原発から 10km 圏内に、島根県の中核機能(県庁・松江市役所・県警・オフサイトセンター)がある。30km 圏には鳥取県の境港市・米子市の一部を含み約 45 万人が居住している。30km 圏の人口では、東海第 2 原発、浜岡原発について全国 3 番目に多い原発である。2011 年の福島原発事故以降、鳥取県側(県・境港・米子市)の 3 自治体は中電と全国で初めて安全協定を結んだ。私が住む伯耆町は 40km 圏に位置し、福島原発の際、全村避難した飯館村とはほぼ同じ距離にある。30km の UPZ 圏内に入らないため、避難計画の策定もされていない。

図1 島根原発事故の被害想定・汚染物質拡散シュミレーション(上岡直見・米子講演資料)

右図 1 は、裁判闘争を支援していただいている上岡直見さんが、2024 年 5 月 29 日の気象条件から島根原発の重大事故を起こした場合の汚染物質の拡散をシュミレーションしたもの。黄色が $20 \mu\text{Sv/h}$ で、避難計画では、一週間以内に避難、赤色が $500 \mu\text{Sv/h}$ で、一日以内に避難実施という地域。しかし、これは新規規制基準適合での規制庁の試算で福島第一原発事故の約 100 分の 1 の



想定で、5 月 29 日の 0 時～5 時から 5 時間放出したときのもの。当然もっと出る可能性もある。500 μSv は、2 時間であるだけで、公衆被ばく線量限度年間 1mSv になる。20 μSv だと 1 日で 480 μSv 、1 週間屋内退避していると 3.3mSv にもなる。西風が多く吹くこの地では、30 km 圏にとどまらず、鳥取県中西部一帯が避難地域の対象となる可能性がある。島根原発の稼働は「自分ごと」として捉えなくてはならない問題であるが、町民の関心は低調。

(2) 島根原発の現在の状況

- 1 号機…沸騰水型軽水炉(BWR・出力 46 万 kw) 1974 年 3 月運転開始。2010 年 2 月運転停止。その後 2011 年福島事故後、中電は再稼働することなく廃炉を決定。現在廃炉作業中。今後放射性廃棄物の処理の問題が出る。鳥取県西部に産廃処分場建設計画があり、搬入される可能性も。
- 2 号機…沸騰水型軽水炉(BWR・出力 82 万 kw) 1989 年 2 月運転開始。2011 年 12 月運転停止。2021 年 9 月 15 日原子力規制委員会 2 号機の原子炉設置変更許可。2024 年 12 月 7 日再稼働。稼働から 36 年が経過し、今後 40 年超の「老朽原発」の問題とプルサーマルの問題が起きる。
- 3 号機…改良型沸騰水型軽水炉(ABWR・出力 137 万 kw) 新規建設(建設費 4600 億円・津波対策は除く)で 2011 年 12 月運転開始予定であったが、2010 年 11 月の制御棒の不具合などで運転開始が遅れ、この間に福島原発事故。核燃料は搬入済みだが、原子炉にはまだ入っていない状態。現在、新規規制基準適合性審査中。中電は 2030 年度までの営業運転開始を目指すとしている。

3. 島根原発運転差止訴訟の争点(6 月 30 日 3 訴公判・原告側プレゼンから)

2号機広島高裁進行協議(本年6月30日午前)では、次回からの審理についての協議が行われ、裁判長が退職・交代したため、今回は裁判の争点のプレゼンを公開で行うこととなった。3号機裁判は同日午後松江地裁で行われ、こちらも左右の陪審が交代となったため、改めて何が主要な争点として争われるべきなのか、原告側からプレゼンを行った。また、30 km圏外に住む原告の新田共同代表からは、避難計画の対象となっておらず、災害に関する情報提供や避難の具体的方法の指示や支援などの保証がなく、原発事故の際にはパニックになってしまうと10分間にわたって意見陳述を行った。以下は、2・3号機に共通する裁判の争点である。

(1) 司法判断のあり方(判断枠組み)

○福島原発事故があらゆる判断の前提とされるべきこと

福島原発事故では、放射性セシウム137が広島型原爆168発分放出している。その結果、子どもの甲状腺がんが400人に確認され、事後的な救済もままならないのが実態。したがって、原発の稼働に対しては、厳格な事前規制が極めて重要となる。

この福島原発事故は、当時原子力委員会委員長であった近藤俊介氏が「不測事態シナリオ」を公表し、東京がすっぽりと入る250 kmの範囲が移転希望を認めなければならない地域となることを明らかにした。また、福島原発の吉田所長も東日本壊滅をイメージしていた。幸いにも、風向きなど様々な幸運が重なり、最悪の事態は免れた。人口密集地域にある島根原発では、さらに甚大な被害が生じる可能性がある。

○法の趣旨…安全が確保されない原発の稼働は許されない

原発の安全と稼働に関する炉規制法は、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制を行い、国民の生命や環境の保全、国の安全保障にするとしている。そして、災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであることが求められる。この炉規正法の趣旨について、1992年10月の伊方最高裁判決は「安全性が確保されないときは、周辺住民等に深刻な災害を引き起こす恐れがあり、災害が万が一にも起こらないようにするために安全性に関して科学的、専門技術的見地から十分な審査を行わせることにある。」とした。

この「安全」であることについて、国際的な定義では、許容できない危険がないこととされている。つまり、周辺住民にとって許容できない危険がないことが「安全」なのであり、安全が確保されない原発の稼働は許されない。

○深層防護と具体的判断方法

原子力基本法においては、安全の確保については、確立された国際的な基準を踏まえ、生命、健康及び財産の保護、環境の安全、安全保障に資することを目的に行うことが明記されている。IAEAは、基本安全原則として、事故を防止し、その影響を緩和する主要な手段は「深層防護の考え方を適用することである」としている。2022年3月の水戸地裁判決は、この5つの防護レベルが用意できなかったりそれぞれの防護レベルが独立して有効に機能しなかったりすれば、安全ではないとした。

福島原発事故を受けて、原子力規制委員会が立ち上がり、新規性基準適合性審査が行われているが、元原子力規制委員長であった島崎邦彦氏は、その審査について「電力会社は、最低線を探ってくる」「ごまかせるのであれば、それでいいという感覚ではないか。安全文化が大事と言葉では言うが、そんなものはないというのが私の印象」と言っている。また国会事故調委員長であった黒川清氏は「日本は今までに福島原発事故の教訓をしっかりとくみ取らず、その教訓はガレキとなって取り残されているように見える」と言っている。

(2) 基準地震動の過小評価について

基準地震動とは原子炉施設の耐震設計の前提となる地震動。基本的にこの基準地震動を超える強さの地震動に襲われた場合には、耐震安全性は確保されない。またその可能性がある場合には、その原子炉施設を運転してはならない。

島根原発は基準地震動を820ガルと設定している。しかし2000年以降でも、全国で1000ガルを超える地震はすでに17回も起こっている。本当に長さ39 kmもの宍道断層が820gal以下の地震動しか起こさないのか。島根原発の基準地震動は過小評価であり、運転することは許されないと主張。

(3) 震源極近傍地震動について

防災科学技術研究所の藤原広行氏は、2012年12月の地震・津波に係る新安全設計基準に関する検討チーム第3回会合において、震源から1 kmとか2 km以内にあるサイトについて、既存の地震動評価手法では破たんする領域にあるとし、「一般の方の目線から見れば、評価手法すら確立されていないような断層域直近に施設を作られて、不完全な手法で安全性を審査するということが自体に問題があるという議論もあると思うが、百歩譲って、それでも安全性を審査しなければならないといふような基準づくりだとすれば、なんらかの形で定量的に上乗せをすることが必要」と言っている。

この議論を経て「震源が敷地に極めて近い場合は、(略)震源の極近傍での地震動の特徴に係る最新の科学的・技術的知見を踏まえた上で、さらに十分な余裕を考慮して基準地震動を策定すること」と明記

されている。現に規制委員会における審査においても、「宍道断層が極近傍の地震動に値するとの認識を持っていたき、十分な検討を進めていただければ」と指摘された。しかし、この指摘はこの回のみで、以降議論されず、結果として浅部の破壊による影響はないことを確認したとの結論が示された。

(4) 火山事象に関する安全確保等

○火山事象に係る司法

科学的な思考過程では、仮説を立て、実験を行って観察・考察を行い、確信や修正を行うということになるが、火山事象では、こういった実験・観察すること自体が困難であり、不確実性が大きい。

○三瓶山と大山

三瓶山は原発の南西約 55 km に位置している。噴火履歴を見ると、約 11 万年前の三瓶木次テフラ (SK) の噴出物量約 30 km³ が過去最大の噴火。しかし中電はこれより小さい規模の三瓶浮布テフラ (SUK) 噴出物量約 4.15 km³ だけを考慮している。また、大山についても約 5.5 万年前の大山倉吉テフラ (DKP) 噴出物量約 30 km³ が過去最大の噴火だが、中電は大山松江テフラ (DMP) 噴出物量約 2.19 km³ と、大山生竹テフラ (DNP) 噴出物量約 11 km³ だけを考慮しています。

○基準の不合理

設置許可基準規則には、「安全をそこなわない」としか定められておらず具体的ではなく、そもそも基準足り得ない。

原発への火山事象の影響評価では、「～降下火砕物に関しては、原発の敷地及びその周辺調査から求められる単位面積当たりの質量と同等の火砕物が降下するものとする」と書かれているが、その続きには「なお、敷地及び敷地周辺で確認された降下火砕物の噴出源である火山事象が同定でき、同様の火山事象が原発の運用期間中に発生する可能性が十分に小さい場合は考慮対象から除外する」と書かれている。中電が三瓶木次テフラと大山倉吉テフラを発生する可能性を充分小さいと評価し除外した。

その評価に用いた根拠については、原告側は最新の科学的知見を考慮していないと、専門家の証人尋問を踏まえて主張、立証した。適合性審査書には、その判断過程について十分な記載がなく、中電が挙げた根拠については、理由と共に明示されなければ、十分な主張立証が尽くされていないことになる。

(5) 避難計画の不備欠落

原子力災害が発生した際には放射性物質が放出されるという特殊性から、その災害の予防、原子力災害に関する事項についての措置を「原子力災害対策特別措置法」に定めている。その目的を「原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護すること」としている。そして、原子力災害対策指針が定められ「周辺住民等に対する放射線の重篤な確定的影響を回避し、または最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するための防護措置を確実なものとする」ことが目的とされている。

○指針に定める避難の概要

全面緊急事態となった場合…原発から 5 km 圏内は即時避難。5 km ～ 30 km 圏内は屋内退避。毎時 500 μ Sv 超の区域は数時間内に避難。毎時 20 μ Sv の区域は 1 週間程度内に一時移転。

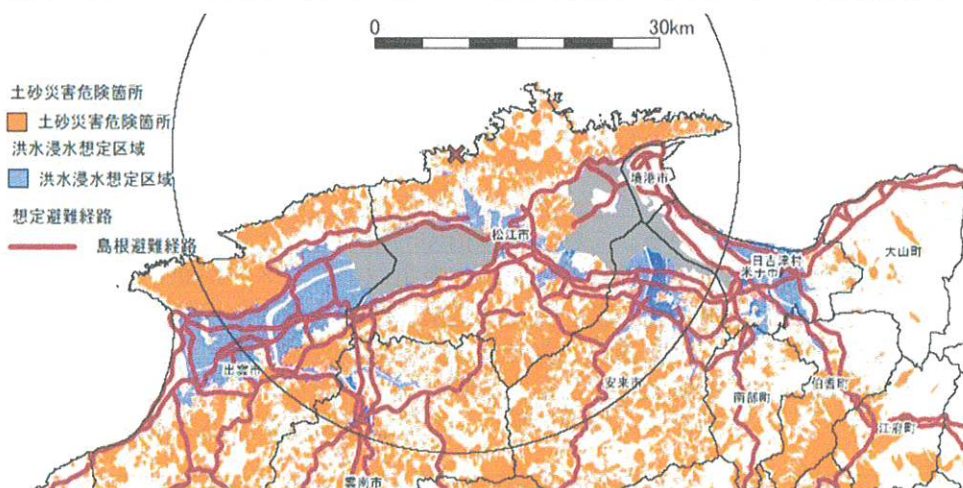
避難途中では、車両や乗員の放射性物質による被ばく線量を検査。規準値超えで簡易的な除染。（この検査には時間がかかり、検査場所によっては最大 200 時間もかかる。また、そこに到着するまでも、最大で 200 mSv の被ばくする）

都道府県の防災会議は、指針に基づいて地域防災計画（原子力災害対策編）を作成し、広域避難計画を策定しているが、その対象範囲について福島原発事故時の避難指示が出された区域が計画的避難区域を含めれば 50 km にも及び、30 km 圏内では不十分。また地震時には、多くの道路が通行不能となることも、多くの地震災害で分かっている。

現に、島根原発周辺は大半が土砂災害危険区域である。また、橋梁やトンネルなども、その多くが

早期に措置もしくは予防保全が必要な状態であり、地震災害と重なった場合、住民の避難が困難である。

安定ヨウ素剤は、5 km 圏内住民へ事前配布。30 km 圏内は避難・一時移転時に原子力規制委が配布及び服用指示。放射性ヨウ素に晒される 24 時間前から到達 2 時間後までに服用すれば、甲状腺への集積を 90% 程度抑えることができるが、事故後に採取し、1 日から 2 日かけて分析しなければ放射性ヨウ素



の把握を行えない。このことから安定ヨウ素剤の服用指示を効果的に出すことは困難。

これらの実態から、避難計画は住民の生命、身体の実保護を実現できる避難計画ではなく、第5層の防護階層が欠けており、人格権侵害の具体的危険があると言える。

4. 次回裁判 10月27日(月) 2号機裁判 10:00～ 3号機裁判 14:00～

2号機裁判は、これまでの進行協議から8年ぶりの公開の裁判となる。原告側は上記の3号機での主張を行う予定。また、3号機裁判は、国側が反論の1時間のプレゼンを行う。中電は2025年度中には説明を終えたいとし、まとまったところで主張を行いたいとしている。

5. 今後の反原発の闘い

○安全顧問会議の問題について

・2024年9月9日の鳥取県の安全顧問会議で、発言された安全顧問全員が国・中電の「回答」についての報告で、「島根原発2号機は新規規制基準に適合していて、活断層の連動しないことが十分に確認されている。」「避難計画は、能登半島地震の事例を見ても実効性がある」と言い切った。全国で多くの専門家が、活断層の連動の危険性を訴えたり、避難計画についても実効性を疑問視している中、18名の安全顧問全員が、何ら「回答」に対する問題を報告しないということは、顧問の選任方法も問題があったのではないかと見える。現在、安全顧問会議委員に対して、質問書を提出し回答を待っている。

○プルサーマル運転の問題

・そもそもなぜプルサーマルなのか。高速増殖炉はとん挫したが、日本のプルトニウム保有量は44.5t(2024年末・中電は1.4t)長崎原発の5600発分。世界からは核不拡散の観点から批判される。そのため軽水炉でウラン燃料とプルトニウムを混ぜて利用する方針か。

・福島原発事故前の2009年、島根県と松江市は事前了解を中電に回答している。島根県雲南市・出雲市・安来市と鳥取県側は福島事故前は安全協定を結んでおらず、現在中電からの説明もないため事前了解を行っていない。鳥取県平井知事は中電からの説明を待っている状態と言っている。

・原発の安全余裕を高めることがあっても削るべきではない。

・プルサーマルが県民から忘れ去られている。12月中旬に学習会の開催を計画中。

○老朽原発の問題

2029年2月10日で運転開始から40年。10年毎に規制委の審査を受け、60年越えも見据える長期運転に突入する可能性あり。2号機の燃料プールはあと10年程度で満杯となる。(再処理工場の稼働は不明)山口県上関中間貯蔵施設建設の計画(関電と共同)がある。また敷地内乾式貯蔵施設建設の可能性も。

○3号機適合性審査終了後の自治体の了解

・再度「住民投票条例」制定運動を立ち上げるか。

・改良型沸騰水型軽水炉(ABWR)の問題を学習していく必要性あり。

・島根県丸山知事も2号機再稼働の際の同意に「苦渋の決断」と発言した。賛成した県議・市民も、「でるなら早く原発をやめてほしい」という「消極的推進派」である。これが3号機が稼働すれば、今後60・70年にも渡って、原発事故の危険性と向き合わなくてはいない。これを本当に県民は了解するのか。

6. おわりに

・1999年4月8日の1・2号機運転差止の提訴から26年。住民の生命、身体、生活、文化を守るため、原発を止めるまで、国・中電より1日だけ長く闘い続けたい。若者への働きかけで運動の継承を目指す。

・一人でも多くの市民に裁判の実態を広げていくことが運転差止判決を勝ち取ることに繋がる。

第72回中国地区「母と女性教職員の会」(2025.8.9)参加者の感想から

「…自分の知らないこと、知ろうとしていなかったことの多さに驚きました。私は境港出身で両親は今も海沿いの実家に住んでいますが、『島根原発で事故があったらもう逃げられんけん』といつも言っています。『そんなこと(事故)ないけん!』と返していた自分が恥ずかしいです。3.11を都合よく忘れようとしていることに気づいて、怖いと思いました。知ろうとしないと、与えられている選ばれた情報しか入ってこないのだから、これからは積極的に知ろうとする自分でありたいと思います。」

「使用済核燃料のことを考えても原子力発電は全くコスバが悪い、にも関わらず国は原発を推進している。その裏には『戦争をしたい国』が原発を稼働し続けなければならない理由がある。私利私欲のために、人は何でもできてしまう。私自身も同じだ。だから集って対話することが大切なのだろうなあ。」

「最大の敵の一人になっていたな…と感じた。本当に自分たちの生活が脅かされていると思った。まず、そのことに気づくことが大切。この気づきを誰か一人でも多くの仲間に伝えなくては…と思った。」

※カンパのお願い 皆様からの財政的なご支援を引き続きお願いいたします。

団体ご寄付：一口 10,000円～ 個人ご寄付：一口 1,000円～

振込先(郵便振込)口座番号 01300-1-61187 口座名義 島根原発差止訴訟原告団

※メルアドの連絡のお願い 名前・住所を下記メルアドに送って頂くと裁判関係の情報を送ります

島根原発1,2号機運転差止訴訟原告団事務局 NoNuke.Shimane@gmail.com

それだけはやめてください

地元の強い反対にも拘わらずアメリカ軍は岩国基地で FCLP を強行した。最新鋭のジェット戦闘機スーパーホーネット、F35Cは離発着を何回も繰り返し激しい爆音を撒き散らした。昼も夜も実施した。9月17日から25日までお彼岸の期間にやった。私も目撃した。学校もある。病院もある。幼稚園もある。保育園もある。老人もいる。子どももいる。たくさんの人が住んでいる。市民の生活がある。1週間にわたり平穏な市民生活が大きく損なわれた。話ができない。電話ができない。テレビが聞こえない。眠れない。100デシベルを越えた時もあった。多くの苦情が市に寄せられた。「我々の我慢にも限界がある。」(市議会議員)市民団体や市も県も防衛省や基地に出向いて要請・抗議をした。アメリカ軍は聞く耳を持たない。アメリカでやって欲しい。アメリカで人が住んでいるところで出来るか。

2017年にFCLPはやらないということで厚木からの空母艦載機を約60機、苦渋の決断で受け入れた。それであるのに今回実施した。硫黄島の飛行場の施設が損傷したからやむを得ずやったという。本当は「沖合移設したので一度やってみたかったのではないか。」(元市議会議員)5000人が従事する馬毛島の施設は急ピッチで工事が進められている。2027年に使用可能になるらしい。岩国基地はまた使われる可能性がある。アメリカ軍は確信犯的にやってくる。

2006年に当時の井原市長のもと艦載機の受け入れをめぐる住民投票で勝利した。来年で20年。当時、国は市役所建設の補助金35億円をカットして圧力を加えてきた。守屋カットと言われる。KC130の受け入れの見返りで国が出すと約束したものである。第1次安倍政権の時である。そこまでやる。井原さんは話し合いでなんとかしたいと粘り強く頑張られたが国は決まったことだからと相手にしなかった。議会の多数もそっぽを向き予算を何回も否決した。公明党の裏切りがあった。井原さんは予算を通すことと引き換えに辞職され出直し選挙に臨まれた。受け入れ派は国策に従順な候補を立て汚い選挙で井原さんを敗北に追い込んだ。約1500票差であった。2008年の2月のことで今の福田さんである。艦載機の受け入れは事実上決着した。その結末が今の岩国である。岩国の現状は今の日本の縮図である。日米安保条約と地位協定に行き着く。アメリカは好き勝手に出来る。我々は我慢するだけなのか。

安保法制の成立から10年。安保三文書から3年。日本はアメリカと一緒に戦争をする国になった。120機の米軍機が配備された岩国基地は今や一大出撃拠点となっている。中長距離ミサイルの発射装置「タイフーン」もやってきた。際限がない。巨大港湾を備えた岩国基地をアメリカ軍は重視している。

戦争になったらどうなるのだろう。ミサイルが飛んでこないとも限らない。山口県退職教職員協議会のメンバーは地元の市民と「愛宕山見守りの集い」などで戦争反対の声を上げている。

山口県退職教職員協議会 鳥家治彦